

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知  
 道路の供用開始  
 保安林の指定

(治 山 課) 三三三三  
 (道 路 維 持 課) 三三三四  
 (可 茂 農 林 事 務 所) 三三三四

### 公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
 指定自立支援医療機関の指定  
 基本測量の実施  
 公共測量の実施

(環 境 生 活 政 策 課) 三三三五  
 (保 健 医 療 課) 三三三五  
 (用 地 課) 三三三五  
 (同) 三三三六

## 告 示

岐阜県告示第四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字黒津一八八六の二（国有林）、一八八五 一八八六の一、字小白谷一八六三から一八八二まで、一八八三の一、一八八四
- 二 指定の目的  
 水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字黒津一八八六の一（次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
加茂郡七宗町神淵字栃洞一―九三四の一、一―九三四の二、字野掛四一八三の一
  - 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 岐阜県告示第四百四十四号
- 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年八月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十二日

岐阜県知事 古田 肇

|       |      |   |          |             |                     |
|-------|------|---|----------|-------------|---------------------|
| 道路の種類 | 路線名  | 区間  | 延長（メートル） | 供用開始の期日     | 備考（区域の決定又は変更の告示年月日） |
|       | 下呂川線 | 下呂市門和佐字芋沢上一四七七番地先から<br>同市同字尾羽根一<br>九七番一地先まで | 八三二      | 平成<br>三・八・三 | 平成<br>三・三・二         |

岐阜県告示第四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十三年八月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林の所在場所  
加茂郡白川町三川字野田ノ久々二六五一、二六五四
- 二 指定の目的  
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

公 示

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十三年六月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人さわやか伝言ばん
- 三 代表者の氏名 河合 肇
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市鵜沼東町八丁目五番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、助け合いの精神に基づいたふれあい社会づくりをスローガンに高齢者を対象に、ともに協力しあつて創造的な福祉サービスを提供し、地域コミュニティづくりへと広がりを持ちつつ、生きがいのある福祉社会を形成していくことをもって、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの  
(薬局)

| 名 称        | 所 在 地                        | 自立支援医療の種類 | 指 定 年 月 日 |
|------------|------------------------------|-----------|-----------|
| アイランド薬局羽島店 | 羽島市正木町坂丸三丁目四七番二              | 精神通院      | 平成三・八・一   |
| しまざと調剤薬局   | 大垣市鳥里一丁目一六一                  | 精神通院      | 平成三・八・一   |
| すこやか漢方調剤薬局 | 関市山田八三三の二                    | 精神通院      | 平成三・八・一   |
| グッド調剤薬局    | 羽島市小熊町島二丁目二一メ<br>ディカルプラザ岐阜羽島 | 精神通院      | 平成三・八・一   |

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十三年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 国土交通省国土地理院
- 二 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 三 作業期間 平成二十三年八月一日から  
同 二十四年一月三十一日まで

四 作業地域

岐阜市、高山市、関市、山県市、飛騨市並びに加茂郡坂祝町、富加町及び八百津町

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十三年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子基準点付属標取付観測及び電子基準点現地調査）

三 作業期間

平成二十三年八月一日から  
同 二十四年一月三十一日まで

四 作業地域

本巢市、海津市及び不破郡垂井町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり  
公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十  
四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成）

三 作業期間

平成二十三年七月二十一日から  
同 二十四年一月三十一日まで

四 作業地域

高山市（蒲田川流域）

平成二十三年八月十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ  
ブイ・アール・テクノセンター